

北海道地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

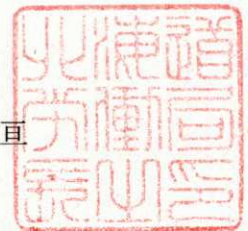
北海道労働局一般公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、北海道地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「北海道地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成31年3月22日

北海道労働局長

福士 直



記

北海道地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号いずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成31年4月12日必着

(3) 推薦書の提出先

北海道労働局労働基準部賃金室（札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第一合同庁舎）